

【特定個人情報保護評価書（全項目評価書）使用条文抜粋】

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を除く）

昭和二十五年法律第二百二十六号

地方税法（抄）

第十一節 更正、決定等の期間制限及び消滅時効

第一款 更正、決定等の期間制限

（更正、決定等の期間制限）

第十七条の五 更正又は決定は、法定納期限（随時に課する地方税については、その地方税を課することができることとなつた日。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）の翌日から起算して五年を経過した日以後においては、することができない。加算金の決定をすることができる期間についても、また同様とする。

2 前項の規定により更正をすることができないこととなる日前六月以内にされた第二十条の九の三第一項の規定による更正の請求に係る更正は、前項の規定にかかわらず、当該更正の請求があつた日から六月を経過する日まで、することができる。当該更正に伴う加算金の決定をすることができる期間についても、同様とする。

3 賦課決定は、法定納期限の翌日から起算して三年を経過した日以後においては、することができない。

4 地方税の課税標準又は税額を減少させる賦課決定は、前項の規定にかかわらず、法定納期限の翌日から起算して五年を経過する日まですることができる。

5 不動産取得税、固定資産税又は都市計画税に係る賦課決定は、前二項の規定にかかわらず、法定納期限の翌日から起算して五年を経過した日以後においては、することができない。

6 偽りその他不正の行為により、その全部若しくは一部の税額を免れ、若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた地方税についての更正、決定若しくは賦課決定又は当該地方税に係る加算金の決定は、前各項の規定にかかわらず、法定納期限の翌日から起算して七年を経過する日まですることができる。

（更正、決定等の期間制限の特例）

第十七条の六 更正、決定若しくは賦課決定又は加算金の決定で次の各号に掲げるものは、当該各号に定める期間の満了する日が、前条の規定により更正、決定若しくは賦課決定又は加算金の決定をすることができる期間の満了する日後に到来するときは、同条の規定にかかわらず、当該各号に定める期間においても、することができる。

一 更正、決定若しくは賦課決定に係る審査請求についての裁決（第五十九条第二項、第七十二条の五十四第五項若しくは第三百二十一条の十五第二項の規定による決定又は

同条第七項の規定による裁決を含む。)又は更正、決定若しくは賦課決定に係る訴えについての判決(以下この号において「裁決等」という。)による原処分の変動に伴つて課税標準又は税額に変動を生ずべき地方税(当該裁決等に係る地方税の属する税目に属するものに限る。)で当該裁決等を受けた者に係るものについての更正、決定若しくは賦課決定又は当該更正若しくは決定に伴う当該地方税に係る加算金の決定 当該裁決等があつた日の翌日から起算して六月間

二 第八条第一項(第八条の四第二項において準用する場合を含む。)又は第八条の二第二項(第八条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定による申出に係る決定、裁決又は判決に基づいてする更正、決定又は賦課決定 当該決定、裁決又は判決があつた日 の翌日から起算して六月間

三 地方税につきその課税標準の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づいてする更正若しくは賦課決定(その地方税の課税標準又は税額を減少させるものに限る。)又は当該更正に伴う当該地方税に係る加算金の決定 当該理由が生じた日の翌日から起算して三年間

四 第二十条の九の三第一項の規定による更正の請求をすることができる期限について第二十条の五第二項又は第二十条の五の二第一項若しくは第二項の規定の適用がある場合における当該更正の請求に係る更正又は当該更正に伴う加算金の決定 当該更正の請求があつた日の翌日から起算して六月間

2 前項第一号に規定する当該裁決等を受けた者には、当該受けた者が分割等(分割、現物出資、法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配又は同法第六十一条の十三第一項の規定の適用を受ける同項に規定する譲渡損益調整資産の譲渡をいう。以下この項において同じ。)に係る分割法人等(同法第二条第十二号の二に規定する分割法人、同条第十二号の四に規定する現物出資法人、同条第十二号の五の二に規定する現物分配法人又は同法第六十一条の十三第一項に規定する譲渡損益調整資産を譲渡した法人をいう。以下この項において同じ。)である場合には当該分割等に係る分割承継法人等(同法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人、同条第十二号の五に規定する被現物出資法人、同条第十二号の五の三に規定する被現物分配法人又は同法第六十一条の十三第二項に規定する譲受法人をいう。以下この項において同じ。)を含むものとし、当該受けた者が分割等に係る分割承継法人等である場合には当該分割等に係る分割法人等を含むものとし、当該受けた者が同法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人(以下この項において「連結親法人」という。)である場合には当該連結親法人に係る同条第十二号の七に規定する連結子法人(以下この項において「連結子法人」という。)を含むものとし、当該受けた者が連結子法人である場合には当該連結子法人に係る他の連結法人(同条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。)を含むものとする。

3 道府県民税若しくは市町村民税の所得割（所得税の課税標準を基準として課するものに限る。）若しくは法人税割、事業税（収入金額を課税標準として課するもの及び法人税が課されない法人に対して課するもの並びに第七十二条の五十第二項の規定により課するものを除く。）又は地方消費税に係る更正、決定又は賦課決定で次の各号に掲げる場合においてするものは、当該各号に定める日の翌日から起算して二年を経過する日が、前条又は第一項の規定により更正、決定又は賦課決定をすることができる期間の満了する日後に到来するときは、前条又は第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日の翌日から起算して二年間においても、することができる。当該所得割若しくは法人税割とあわせて課する均等割に係る更正、決定若しくは賦課決定又は当該事業税若しくは地方消費税に係る加算金の決定についても、また同様とする。

一 所得税、法人税又は消費税について更正（国税通則法第七十条第二項に規定する更正で同条第一項第一号に定める期限から五年を経過した日以後において行われるものを除く。）又は決定があつた場合 当該更正又は決定の通知が発せられた日

二 所得税、法人税又は消費税に係る期限後申告書又は修正申告書の提出があつた場合 当該提出があつた日

三 所得税、法人税又は消費税に係る不服申立て又は訴えについての決定、裁決又は判決（以下この号において「裁決等」という。）があつた場合（当該裁決等に基づいて当該所得税、法人税又は消費税について更正又は決定があつた場合を除く。） 当該裁決等があつた日

第二款 消滅時効

（地方税の消滅時効）

第十八条 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利（以下この款において「地方税の徴収権」という。）は、法定納期限（次の各号に掲げる地方団体の徴収金については、それぞれ当該各号に定める日）の翌日から起算して五年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

一 第十七条の五第二項又は前条第一項第一号、第二号若しくは第四号若しくは同条第三項の規定の適用がある地方税若しくは加算金又は当該地方税に係る延滞金 第十七条の五第二項の更正若しくは決定があつた日又は前条第一項第一号の裁決等があつた日、同項第二号の決定、裁決若しくは判決があつた日若しくは同項第四号の更正若しくは決定があつた日若しくは同条第三項各号に定める日

二 督促手数料又は滞納処分費 その地方税の徴収権を行使することができる日

2 前項の場合には、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。

3 地方税の徴収権の時効については、この款に別段の定があるものを除き、民法の規定を準用する。

（時効の中断及び停止）

第十八条の二 地方税の徴収権の時効は、次の各号に掲げる処分に係る部分の地方団体の徴収金につき、その処分の効力が生じた時に中断し、当該各号に定める期間を経過した時から更に進行する。

一 納付又は納入に関する告知 その告知に指定された納付又は納入に関する期限までの期間

二 督促 督促状又は督促のための納付若しくは納入の催告書を発した日から起算して十日を経過した日（同日前に第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じた場合において、差押えがされた場合には、そのされた日）までの期間

三 交付要求 その交付要求がされている期間（この法律においてその例によるものとされる国税徴収法第八十二条第二項の規定による通知がされていない期間があるときは、その期間を除く。）

2 前項第三号の規定により時効が中断された場合には、その交付要求に係る強制換価手続が取り消されたときにおいても、なお時効中断の効力は、失われない。

3 地方税の徴収権で、偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた地方税（当該地方税に係る延滞金及び加算金を含む。以下本項において同じ。）に係るものの時効は、当該地方税の前条第一項に規定する法定納期限の翌日から起算して二年間は、進行しない。ただし、当該法定納期限の翌日から同日以後二年を経過する日までの期間内に次の各号に掲げる処分又は行為があつた場合においては当該各号に掲げる処分又は行為の区分に応じ当該処分又は行為に係る部分の地方税ごとに当該各号に定める日の翌日から、当該法定納期限までに当該処分又は行為があつた場合においては当該処分又は行為に係る部分の地方税ごとに当該法定納期限の翌日から進行する。

一 納付又は納入に関する告知（延滞金及び加算金に係るものを除く。） 当該告知に係る文書が発せられた日

二 申告納付又は申告納入に係る地方税の申告書の提出 当該申告書が提出された日

4 地方税の徴収権の時効は、徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予に係る部分の地方団体の徴収金につき、その猶予がされている期間内は、進行しない。

5 地方税についての地方税の徴収権の時効が中断し、又は当該地方税が納付され、若しくは納入されたときは、その中断し、又は納付され、若しくは納入された部分の地方税に係る延滞金についての地方税の徴収権につき、その時効が中断する。

（還付金の消滅時効）

第十八条の三 地方団体の徴収金の過誤納により生ずる地方団体に対する請求権及びこの法律の規定による還付金に係る地方団体に対する請求権（以下第二十条の九において「還付金に係る債権」という。）は、その請求をすることができる日から五年を経過したときは、時効により消滅する。

2 第十八条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(官公署等への協力要請)

第二十条の十一 徴税吏員は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、地方税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

(秘密漏えいに関する罪)

第二十二条 地方税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(秘密漏えいに関する罪)

7 道府県知事は、第一項の一定の期間の経過後、遅滞なく、市町村長に対し、当該期間中において行つた徴収及び滞納処分状況を通知しなければならない。

附 則 抄

(個人の道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第七条

3 申告特例の求めは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書により行わなければならない。

- 一 当該申告特例の求めを行う者の氏名、住所、性別及び生年月日
- 二 当該申告特例の求めを行う者が申告特例対象寄附者である旨
- 三 当該申告特例の求めに係る特例控除対象寄附金の額
- 四 前項に規定する要件に該当する旨
- 五 その他総務省令で定める事項

5 都道府県知事等は、申告特例の求めがあつたときは、申告特例対象年の翌年の一月三十一日までに、第三項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行つた者の住所（前項の規定により当該住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十二項の規定による市町村民税に関する申告特例通知書と併せて、申告特例通知書を送付しなければならない。

12 都道府県知事等は、申告特例の求めがあつたときは、申告特例対象年の翌年の一月三十一日までに、第十項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行つた者の住所（前項の規定により当該住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

昭和二十九年総理府令第二十三号

地方税法施行規則

附 則 抄

(法附則第七条第三項第五号及び第十項第五号に規定する総務省令で定める事項)

第二条の五 法附則第七条第三項第五号及び第十項第五号に規定する総務省令で定める事項は、同条第三項第三号及び第十項第三号に掲げる地方団体に対する寄附金の額を支出した年月日並びに個人番号その他参考となるべき事項とする。

平成二十六年政令第百五十五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（抄）

内閣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方税法等の規定により提供される特定個人情報の安全を確保するために必要な措置）

第二十二条 法第十九条第九号の政令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目その他主務省令で定める事項を記録し、並びに当該記録を第二十九条に規定する期間保存すること。
- 二 提供する特定個人情報が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく個人情報保護委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が同様の体制を整備していることを確認すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として主務省令で定める措置

（地方税法等の規定により提供される特定個人情報の安全を確保するために必要な措置）

第二十二条 法第十九条第九号の政令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目その他主務省令で定める事項を記録し、並びに当該記録を第二十九条に規定する期間保存すること。
- 二 提供する特定個人情報が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく個人情報保護委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が同様の体制を整備していることを確認すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として主務省令で定める措置

（特定個人情報の提供の求めがあった場合の総務大臣の措置）

第二十六条 総務大臣は、法第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあった場合において、当該提供の求めに係る情報提供者が当該特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号を取得しているときは、法第二十一条第二項各号に掲げる場合を除き、当該情報提供者に対し、当該情報提供用個人識別符号、当該特定個人情報の項目及び当該提供の求めをした情報照会者の名称その他総務省令で定める事項を通知するものとする。

- 2 総務大臣は、法第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあった場合において、当該提供の求めに係る情報提供者が当該特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号を取得していないときは、法第二十一条第二項各号に掲げる場合を除き、当該提供の求めをした情報照会者に対し、当該情報提供者が当該特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号を取得していない旨を通知するものとする。

- 3 前項の規定による通知を受けた情報照会者は、同項の情報提供者に対し、同項の特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号を取得するよう求めることができる。
この場合において、当該情報照会者は、当該情報提供者に対し、当該特定個人情報に係る本人の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所を通知するものとする。
- 4 総務大臣は、法第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあった場合において、法第二十一条第二項各号のいずれかに該当するときは、当該提供の求めをした情報照会者に対し、その旨を通知するものとする。
- 5 第一項、第二項及び前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、総務大臣の使用に係る電子計算機から情報提供ネットワークシステムを使用して第一項の情報提供者又は第二項若しくは前項の情報照会者の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。
- 6 総務大臣は、次条第五項の規定による情報提供用個人識別符号の生成並びに第一項及び第二項の規定による通知に関する事務を適切に処理するため、一の情報提供用個人識別符号により識別される特定の個人と他の情報提供用個人識別符号により識別される特定の個人とが同一の者であるかどうかを確認することができるように、それぞれの情報提供用個人識別符号及び同条第五項の規定による通知先を情報提供ネットワークシステムに記録して、これを管理するものとする。

(情報提供等の記録の保存期間)

第二十九条 法第二十三条第一項の政令で定める期間は、七年とする。

別表（第二十五条、第三十四条関係）

- 一 恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）第四条の特赦、同法第六条の減刑（同条に規定する特定の者に対するものに限る。）、同法第八条の刑の執行の免除又は同法第九条の復権（同条に規定する特定の者に対するものに限る。）が行われるとき。
- 二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項の規定による処分又は同法第一百条第一項に規定する犯則事件の調査が行われるとき。
- 三 地方自治法第百条第一項の規定による調査が行われるとき。
- 四 金融商品取引法の規定による報告若しくは資料の提出の求め若しくは検査（同法第六章の二の規定による課徴金に係る事件についてのものに限る。）、同法第百七十七条の規定による処分、同章第二節の規定による審判手続、同法第百八十七条（投資信託及び投資法人に関する法律第二十六条第七項（同法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十条第三項、第二百十九条第三項及び第二百二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分（金融商品取引法第百八十七条第一項の規定による処分にあっては、同法第百九十二条の規定による申立てについてのものに限る。）又は同法第二百十条第一項（犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十二条において準用する場合を含む。）に規定する犯則事件の調査が行われるとき。

- 五 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第三十三条第一項（同法第三十四条の二十一の二第七項において準用する場合を含む。）の規定による処分（同法第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項の規定による課徴金に係る事件についてのものに限る。）又は同法第五章の五の規定による審判手続が行われるとき。
- 六 検察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）第二条第一項第一号に規定する審査が行われるとき。
- 七 少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六条の二第一項又は第三項の規定による調査が行われるとき。
- 八 租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示若しくは提出の求め又は協力の要請が行われるとき。
- 九 破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）第十一条の規定による処分の請求、同法第二十二条第一項の規定による審査、同法第二十七条の規定による調査又は同法第二十八条第一項（無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）第三十条において準用する場合を含む。）の規定による書類及び証拠物の閲覧の求めが行われるとき。
- 十 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第八条の二第一項の規定による情報の提供が行われるとき。
- 十一 国際捜査共助等に関する法律（昭和五十五年法律第六十九号）第一条第一号に規定する共助（同条第四号に規定する受刑者証人移送を除く。）又は同法第十八条第一項の協力が行われるとき。
- 十二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十三条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は立入検査が行われるとき。
- 十三 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）第二十一条の規定による共助が行われるとき。
- 十四 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十九条第一項の規定による諮問が行われるとき。
- 十五 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第九条第一項の規定による申出が行われるとき。
- 十六 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第五十九条第一項又は第二項の規定による共助が行われるとき。
- 十七 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第七条第一項、第十四条第一項若しくは第二十九条の規定による調査、同法第七条第二項若しくは第十四条第二項の規定による立入検査又は同法第十二条第一項の規定による処分の請求が行われるとき。
- 十八 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第十九条第一項の規定による諮問が行われるとき。

- 十九 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第四十条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は立入検査が行われるとき。
- 二十 行政機関個人情報保護法第四十三条第一項の規定による諮問、行政機関個人情報保護法第四十九条第一項の規定による報告の求め又は行政機関個人情報保護法第五十条の規定による資料の提出及び説明の求めが行われるとき。
- 二十一 独立行政法人等個人情報保護法第四十三条第一項の規定による諮問又は独立行政法人等個人情報保護法第四十八条第一項の規定による報告の求めが行われるとき。
- 二十二 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）第六条第一項に規定する犯罪被害財産支給手続又は同法第三十七条第一項に規定する外国譲与財産支給手続が行われるとき。
- 二十三 犯罪による収益の移転防止に関する法律第八条第一項の規定による届出、同条第四項若しくは第五項の規定による通知、同法第十三条第一項若しくは第十四条第一項の規定による提供、同法第十三条第二項の規定による閲覧、謄写若しくは写しの送付の求め、同法第十五条若しくは第十九条第二項の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は同法第十六条第一項若しくは第十九条第三項の規定による立入検査が行われるとき。
- 二十四 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）第二条第四号に規定する証拠の提供、同条第十号に規定する執行協力又は同法第五十二条第一項に規定する管轄刑事事件の捜査に関する措置が行われるとき。
- 二十五 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八十五条第一項に規定する更生緊急保護が行われるとき。
- 二十六 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第八条第一項、第十一条第四項若しくは第十四条第二項の規定による移管又は同法第二十一条第四項の規定による諮問が行われるとき。

平成二十六年内閣府・総務省令第三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（抄）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十六条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第三条第二項において準用する場合を含む。）並びに同令第十二条第一項及び第二項（同令第三条第七項において準用する場合を含む。）、第十三条第三項、第十九条、第二十二條、第二十三条第三号並びに第二十五条第三号の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則を次のように定める。

（特定個人情報を提供することができる地方税法の規定）

第十九条 令第二十一条の主務省令で定める地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定は、同法第八条第一項若しくは第二項（同法第八条の二第三項（同法第八条の三第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第八条の二第一項若しくは第二項、第八条の三第一項若しくは第三項、第十九条の六、第二十条の三第一項、第二十条の四第一項、第四十一条第三項、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条第三項若しくは第五項、同条第八項において準用する同条第二項、第三項、第五項若しくは第七項、第五十三条第四十二項若しくは第四十三項、第五十五条の三、第五十五条の五、第五十八条第四項若しくは第六項、第六十三条、第七十二条の二十五第二項（同条第六項（同法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、同法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四項（同法第七十二条の二十五第七項（同法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五項（同法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条の三十九の三、第七十二条の三十九の五、第七十二条の四十、第七十二条の四十八の二第二項、第四項、第六項、第八項若しくは第十二項、第七十二条の四十九の二、第七十二条の五十第三項、第七十二条の五十四第三項、第七十二条の五十七の三、第七十二条の九十四、第七十三条の十八第三項、第七十三条の二十一第三項若しくは第四項、第七十三条の二十二、第七十三条の二十三、第七十四条の十九、第四百四十四条の八第四項、第四百四十四条の九第二項若しくは第九項、第四百四十四条の三十四第四項、第四百四十四条の三十五第四項、第三百二十一条の七の十四、第三百二十一条の十四第四項若しくは第六項、第三百二十一条の十五第一項若しくは第三項、第三百四十九条の四第六項若しくは第七項、第三百五十四条の二（同法第七百四十五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第三百八十九条第一項若しくは第四項（同法第四百七十七条第三項にお

いて準用する場合を含む。)、第三百九十九条(同法第四百十七条第四項において準用する場合を含む。)、第四百一条第四号若しくは第五号、第四百十七条第二項、第四百十九条第一項、第四百二十一条、第四百七十九条、第六百五条、第七百一条の五十五、第七百四十二条、第七百四十三条第一項若しくは第二項又は第七百四十四条の規定とする。

(地方税法等の規定により提供される特定個人情報の安全を確保するために必要な措置)

第二十条 令第二十二条第三号の主務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 令第二十二条第一号に規定する記録に係る特定の個人を識別すること。
- 二 特定個人情報の提供を受ける者に対し、特定個人情報を提供する者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供を受ける特定個人情報の項目を記録し、当該記録に係る特定の個人を識別するとともに、当該記録を令第二十九条に規定する期間保存するよう求めること。
- 三 国税庁長官又は都道府県知事若しくは市町村長の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して特定個人情報を提供する場合には、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として内閣総理大臣が定める基準に従って行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として内閣総理大臣が定める措置

平成二十六年内閣府・総務省令第五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（抄）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令を次のように定める。

第十六条 法別表第一の十六の項の主務省令で定める事務は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とする。

平成二十六年内閣府・総務省令第七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（抄）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令を次のように定める。

第二十一条 法別表第二の二十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 地方税法第七十二条の六十二の個人の事業税の減免に関する事務 次に掲げる情報
 - イ 納税義務者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ロ 納税義務者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ハ 納税義務者に係る生活保護実施関係情報
- 二 地方税法第百二十八条の自動車取得税の減免に関する事務 次に掲げる情報
 - イ 納税義務者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ロ 納税義務者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- 三 地方税法第百六十二条の自動車税の減免に関する事務 前号に掲げる情報
- 四 地方税法第二百七十四条の道府県法定外普通税の減免に関する事務 納税義務者に係る生活保護実施関係情報
- 五 地方税法第三百六十七条の固定資産税の減免に関する事務 納税義務者に係る生活保護実施関係情報
- 六 地方税法第七百条の五十二第一項第二号又は第四号に掲げる者に対する狩猟税の課税に関する事務 納税義務者に係る道府県民税に関する情報
- 七 地方税法第七百条の六十二の狩猟税の減免に関する事務 納税義務者に係る生活保護実施関係情報
- 八 地方税法第七百七条の水利地益税等の減免に関する事務 納税義務者に係る生活保護実施関係情報
- 九 地方税法第七百三十三条の十三の法定外目的税の減免に関する事務 納税義務者に係る生活保護実施関係情報